

八幡浜地区施設事務組合公印規則

〔 昭和 5 9 年 3 月 3 1 日 〕
規 則 第 1 3 号

改正 平成17年 3月28日規則第2号 平成20年 3月25日規則第1号
平成21年 4月23日規則第2号 平成28年 9月30日規則第3号

(目的)

第1条 この規則は、公印の管守及び使用に関する事項を定めることを目的とする。

(公印の種類)

第2条 公印は、次のとおりとする。

- (1) 組合の印
- (2) 組合長の印
- (3) 組合長職務代理者の印
- (4) 会計管理者の印
- (5) 事務局長の印
- (6) 特別養護老人ホーム青石寮施設長の印
- (7) 消防本部の印
- (8) 消防署の印
- (9) 消防長の印
- (10) 消防署長の印
- (11) 一次救急休日・夜間診療所の印
- (12) 一次救急休日・夜間診療所開設者の印
- (13) 一次救急休日・夜間診療所所長の印
- (14) し尿処理施設一楽園の印
- (15) 監査委員の印
- (16) その他組合長の承認を得て定める印

(公印の様式等)

第3条 公印の名称、様式、寸法、使用区分及び保管等は、別表のとおりとする。

(公印の保管)

第4条 公印の保管責任者は、公印を保管する事務局長及び各施設の長とする。

(公印の使用)

第5条 公印は、公文書以外のものに使用することができない。

2 公印の使用は、押印によるものとする。

3 公印は、保管責任者の許可を受けなければ、これを持出すことができない。

4 公印は、所定の決裁を得た文書でなければ、これを使用することができない。ただし、緊急を要するものについては事後決裁によることができる。

(公印の刷込み等)

第6条 前条第2項の規定にかかわらず、組合長が特に必要と認めるときは、印影（縮小及び拡大する場合を含む。）の刷込み又は電子計算機による打ち出し（以下「電子公印」という。）により押印に代えることができる。

(告示)

第7条 組合長は、次の公印を調整、改刻又は廃止したときは、印影を付して告示するものとする。

(1) 組合長の印

(2) 会計管理者の印

(3) 組合の印

2 前項の規定は、電子公印について準用する。

(公印の調整、改印又は廃棄)

第8条 公印を新たに調整し、若しくは改刻し、又は廃棄しようとするときは、組合長の決裁を受けなければならない。

(公印台帳)

第9条 公印を整理するため、事務局に公印台帳（別記様式）を設ける。

2 公印は、すべて公印台帳に登録しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 20 年規則第 1 号）

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年規則第 2 号）

この規則は、平成 21 年 4 月 24 日から施行する。

附 則（平成 28 年規則第 3 号）

この規則は、八幡浜地区施設事務組合理約の一部を改正する規約（平成 28 年 10 月 24 日愛媛県指令 28 市第 662 号）の施行の日から施行する。

別表

名称	様式	寸法	保管	使用区分	個数
八幡浜地区施設事務組合	第1	センチメートル 方2. 1	事務局	組合名で発する文書	1
八幡浜地区施設事務組合長	第2の1	方1. 8	事務局 各施設	組合長名で発する文書	4
八幡浜地区施設事務組合長之印	第2の2	方1. 8	青石寮	組合長名で発する文書	1
八幡浜地区施設事務組合長職務代理印	第3	方2. 1	事務局	組合長職務代理者名で発する文書	1
八幡浜地区施設事務組合会計管理者印	第4	方1. 8	会計管理者	会計管理者名で発する文書	1
八幡浜地区施設事務組合事務局長印	第5	方2. 1	事務局	事務局長名で発する文書	1
特別養護老人ホーム青石寮施設長印	第6	方1. 8	青石寮	青石寮施設長名で発する文書	1
八幡浜地区施設事務組合消防本部印	第7	方2. 1	消防本部	消防本部名で発する文書	1
八幡浜地区施設事務組合消防署之印	第8	方2. 1	消防署	消防署名で発する文書	1
八幡浜地区施設事務組合消防長之印	第9	方2. 1	消防本部	消防長名で発する文書	1
八幡浜地区施設事務組合消防署長印	第10	方2. 1	消防署	消防署長名で発する文書	1
八幡浜地区施設事務組合一次救急休日・夜間診療所印	第11	方2. 1	一次救急休日・夜間診療所	診療所名で発する文書	1
八幡浜地区施設事務組合一次救急休日・夜間診療所開設者印	第12	方2. 1	一次救急休日・夜間診療所	開設者名で発する文書	1
八幡浜地区施設事務組合一次救急休日・夜間診療所所長之印	第13	方2. 1	一次救急休日・夜間診療所	所長名で発する文書	1
八幡浜地区施設事務組合し尿処理施設一楽園印	第14	方2. 1	し尿処理施設一楽園	し尿処理施設一楽園名で発する文書	1
八幡浜地区施設事務組合監査委員印	第15	方2. 1	監査事務局	監査委員名で発する文書	1

第1

組 設 地 八
合 事 区 幡
印 務 施 浜

第2の1

組 設 地 八
合 事 区 幡
長 務 施 浜

第2の2

組 施 八
合 設 幡
長 事 地
之 務 地
印 務 区

第3

務 組 施 八
代 合 設 幡
理 長 事 地
印 職 務 区

第4

計 務 区 八
管 組 施 幡
理 者 合 設 浜
印 会 事 地

第5

務 務 区 八
局 組 施 幡
長 合 設 浜
印 事 事 地

第6

施 ム 老 特
設 青 人 別
長 石 ホ 養
印 寮 一 護

第7

防 務 区 八
本 組 施 幡
部 合 設 浜
印 消 事 地

第8

防 務 区 八
署 組 施 幡
之 合 設 浜
印 消 事 地

第9

防 務 区 八
長 組 施 幡
之 合 設 浜
印 消 事 地

第10

防 務 区 八
署 組 施 幡
長 合 設 浜
印 消 事 地

第11

診 休 合 施 八
療 日 一 設 幡
・ 次 事 浜
所 夜 救 務 地
印 間 急 組 区

第12

開 間 休 合 施 八
設 診 日 一 設 幡
者 療 ・ 次 事 浜
印 所 夜 急 組 区

第13

所 間 休 合 施 八
長 診 日 一 設 幡
之 療 ・ 次 事 浜
印 所 夜 急 組 区

第14

八 幡 浜 地
区 施 設 事 務
組 合 し 尿
処 理 施 設
一 楽 園 印

第15

八 幡 浜 地
区 施 設 事
務 組 合 監
査 委 員 印

別記様式

公 印 台 帳

公 印 名	印 影	寸 法	保 管	摘 要